

秋田市告示第106号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年4月30日

秋田市長 佐竹敬久

- 1 都市計画の種類  
秋田都市計画用途地域
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
秋田市上北手猿田地内  
秋田市飯島古道下川端地内
- 3 都市計画の縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課